

川西市監査基準の一部を改正する告示をここに公布する。

令和8年4月1日

川西市代表監査委員 石 田 有 司

川西市監査委員告示第 6 号

川西市監査基準の一部を改正する告示

川西市監査基準（令和2年川西市監査委員告示第5号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(目的) 第1条 川西市監査基準（以下「本基準」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）の規定に基づき、第4条第1項第1号から第9号までの監査（以下「監査」という。）、同項第10号の検査（以下「検査」という。）及び同項第11号から第14号までの審査（以下「審査」という。）並びにその他	(目的) 第1条 川西市監査基準（以下「本基準」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）の規定に基づき、第4条第1項第1号から第9号までの監査（以下「監査」という。）、同項第10号の検査（以下「検査」という。）及び同項第11号から第15号までの審査（以下「審査」という。）並びにその他

の行為の実施及び報告等に関して監査委員のよるべき基本事項を定めることを目的とする。

(監査等の種類及びそれぞれの目的)

第4条 監査等の種類及びそれぞれの目的は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(8) (略)

(9) 市長又は管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（法第243条の2の8第3項又は公企法第34条に規定する監査をいう。以下同じ。）市長又は管理者の要求に基づき、職員が市に損害を与えた事実があるか監査すること。

(10)～(14) (略)

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第21条 (略)

2 前項第7号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じ、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨及びその他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

(1)～(10) (略)

の行為の実施及び報告等に関して監査委員のよるべき基本事項を定めることを目的とする。

(監査等の種類及びそれぞれの目的)

第4条 監査等の種類及びそれぞれの目的は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(8) (略)

(9) 市長又は管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（法第243条の2の9第3項又は公企法第34条に規定する監査をいう。以下同じ。）市長又は管理者の要求に基づき、職員が市に損害を与えた事実があるか監査すること。

(10)～(14) (略)

(15) 内部統制評価報告書審査 市長が作成した内部統制評価報告書について、市長による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるとどうかの判断が適切に行われているか審査すること。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第21条 (略)

2 前項第7号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じ、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨及びその他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

(1)～(10) (略)

	<p>(11) <u>内部統制評価報告書審査</u> 市長が作成した内部統制評価報告書について、<u>監査委員が確認した内部統制の整備状況及び運用状況、評価に係る資料並びに監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為によって得られた知見に基づき、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から検証を行い審査した限りにおいて、内部統制評価報告書の評価手続及び評価結果に係る記載は相当であること。</u></p>
<p>3・4 (略)</p>	<p>3・4 (略)</p> <p>5 <u>監査委員は、内部統制評価報告書審査においては、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されていないと考えられる場合及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われていないと考えられる場合は、その内容を記載するものとする。</u></p>
<p>5 (略)</p> <p>(監査委員の合議)</p> <p>第22条 次に掲げる事項の決定は、監査委員の合議によるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第4条第1項第11号から第14号までの審査に係る意見</p>	<p>6 (略)</p> <p>(監査委員の合議)</p> <p>第22条 次に掲げる事項の決定は、監査委員の合議によるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第4条第1項第11号から第15号までの審査に係る意見</p>

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第4条第1項第9号の改正規定は、令和8年9月24日から施行する。